

訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画の届出について

健康増進課介護保険担当

平成30年4月制度改正に伴い、居宅サービス計画上に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を町に届け出ることとされています。

この届け出については、平成30年10月1日以降に作成された居宅サービス計画が対象となります。

届出基準については、以下のとおりとなります。

【厚生労働大臣が定める回数基準】

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

1 届出書類

- (1) 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(生活援助)算定理由書
- (2) 基本情報
- (3) アセスメント表
- (4) 居宅サービス計画書(第1～4表、第6表、第7表)

2 届出期限

居宅サービス計画書を作成又は変更した月の翌月の末日

3 届出後の対応について

届けられた居宅サービス計画等について、届出月の翌月以降での地域ケア会議で検証を行います。

4 届出先

三芳町健康増進課 介護保険担当

〒354-8555 三芳町藤久保1100番地1

電話：049(258)0019 内線：184～187